

季刊

年金だより

16-No

年金 税金 法改正 等 役立つ情報だより



特定社会保険労務士・年金コンサルタント

佐藤 労務 行政 事務所

渋谷区代々木 1-58-10 松井ビル 4F

Tel : 03-5302-7581 Fax : 5302-7582

E-mail : sr-sato.yoyogi@nifty.com

・・・ パートの厚年加入は本人のメリット大 ・・・

本年10月～パート等短時間労働者の一部が健保・厚年に新たに加入しました。これらの中で、これまで国年1号・自分で保険料を納付していた方は厚年加入のメリットが大です

◎ 国年と厚年の保険料・受給額

(H28年度価額)

保 険 料		受 給 額 計 算 の 基 本 式	
国年	定 額 (月 16,260円)	老 齢 基 礎	(A)・定 額 (780,100円) × (納付月数/480月)
		障 害 基 礎	(A)・定 額 (780,100円)
		遺 族 基 礎	(A)・定 額 (780,100円)
厚年	標 報 額 × 率① (率① 18.182%)	老 齢 厚 生	(B)・老 齢 厚 生 年 金 額
		障 害 厚 生	(B)・老 齢 厚 生 年 金 額
		遺 族 厚 生	(B)・老 齢 厚 生 年 金 額 × (3/4)

(A)・定 額 (780,100円) : 国年保険料 40年間納付・満額の基礎年金額

(B)・老 齢 厚 生 年 金 額 = 平均標報額 × (率②) × 月数 (率② : 0.5481%)

◎ 国年・老齢基礎年金 (1年間分)

- ・保険料 : 16,260円 × 12月 = 195,120 (円) ①
- ・受給額 : 780,100円/40年 = 19,503 (円/年) ②
- ・保険料の回収期間 ①/② = 195,120/19,503 ≒ 10 (年) ③

◎ 厚年・老齢厚生年金 (1年間分)

◆ 月報酬 10万円 で加入した場合

- ・保険料 : 98,000円 × 18.182%/2 × 12月 = 106,908 (円) ④ (本人負担分)
- ・受給額老基) 19,503 (円/年) ②
- (老厚) 100,000円 × 0.5481% × 12月 = 6,577 (円/年) ⑤
- (老齢基礎) + (老齢厚生) = ② + ⑤ = 26,080 (円/年) ⑥
- ・保険料の回収期間 ④/⑥ = 106,908/26,080 ≒ 4.1 (年) ⑦

◆ 月報酬 30万円 の場合

- ・保険料 : 300,000円 × 18.182%/2 × 12月 = 327,276 (円) ⑧ (本人負担分)
- ・受給額老厚) 300,000円 × 0.5481% × 12月 = 19,728 (円/年) ⑨
- (老齢基礎) + (老齢厚生) = ② + ⑨ = 39,231 (円/年) ⑩
- ・保険料の回収期間 ⑧/⑩ = 327,276/39,231 ≒ 8.3 (年) ⑪

◆ 月報酬 60万円 の場合

- ・保険料 : 590,000円 × 18.182%/2 × 12月 = 643,644 (円) ⑫ (本人負担分)
- ・受給額老厚) 600,000円 × 0.5481% × 12月 = 39,468 (円/年) ⑬
- (老齢基礎) + (老齢厚生) = ② + ⑬ = 58,971 (円/年) ⑭
- ・保険料の回収期間 ⑫/⑭ = 643,644/58,971 ≒ 11 (年) ⑮

◎ パート・短時間の者 国年 1号 ⇒ 厚生年金 加入 のメリット

1. 国年・老基は、保険料の回収期間 10年です(③)が、厚年に加入すると約 4年に短縮します(⑦) 又、保険料負担は 55% (④/②) に減じますが、受給額は 1.3倍 (⑥/③) に増えます
2. これは、高報酬者の保険料を低報酬者の給付に充当し、厚年制度内に再分配効果を有すること
3. 国年・老基 受給額の 1/2は 国庫負担です。65～85才まで 20年間受給とすれば、制度全体では 自分の保険料で 10年、国庫負担で 10年、計 20年間 で 収支は均衡 します

◎ 国年3号・被扶養 ⇒ 厚年加入の場合は、健康保険料も含めて検討が必要です

季刊

年金だより

16-末

年金 税金 法改正 等 役立つ情報だより



特定社会保険労務士・年金コンサルタント
佐藤 労務 行政 事務所
 渋谷区代々木 1-58-10 松井ビル 4F
 Tel : 03-5302-7581 Fax : 5302-7582
 E-mail : sr-sato.yoyogi@nifty.com

・・・ 公的年金の財政は破綻しません!! ・・・

日本の人口は減少していくし、国民年金の保険料納付の率は低く、公的年金の財政は破綻し年金制度は存続できないのではないか？ との質問を度々受けます。このような疑問・不安への答えです

⇒ 対策してあります。 公的年金の財政破綻はしません。制度崩壊もありません!!

＜公的年金制度の構成・人員＞



- ◆ 公的年金は、1階が国民年金・基礎年金、2階が厚生年金の2階建の制度になっています。1F・国民年金の加入・被保険者は、3種に区分されています。
 - ・第1号被保険者：国内に住む20～60才の学生や自営業者（2号,3号以外。約1,800万人）
 - ・第2号被保険者：厚生年金の被保険者で70才未満の者（約4,000万人）
 - ・第3号被保険者：第2号に扶養される20～60才の者（約930万人）
- ◆ 公的年金の総人数は約6,700万人、内、第1号1,800万人。制度に未加入者(①)9万人、1号で保険料未納者(②)220万人、保険料の免除(380万人)、学生特例・若年猶予(220万人)③の計600万人、納付(④)が約1,000万人です。
- ◆ 保険料未納者・未加入者(①+②)は約230万人で国年被保険者の約13% (230万人/1,800万人) 公的年金制度全体の約3.4% (230/6,700)、制度全体の納付率は88% (5,900/6,700) です。国年2号・3号被保険者に保険料未納はありませんので、5%未満の未納者が多少増加しても年金制度自体がゆるぐようなことはありません!!
- ◆ 保険料未納期間は、将来その者に年金が支給されないため、他人が納付した保険料が未納者のために使用されることはありません。公的年金は保険制度の原則に従って運営しています。
- ◆ H16年改定で、国年・厚年とも”保険料は給与の増減率に応じて増減”し”将来(H28～)の上限”を設定、”年金額は物価の上下率に応じ昇降”し、更に(当分の間)”受給者の増加率に応じて減額”(マクロ経済スライド)し、それでも不足の年は”積立金を取崩し補填”し収支の均衡を図ることを定め、これを継続している。
 故に、今の”日本の社会・経済状況が継続する限り公的年金制度の破綻はない”と言える。
 要は、国年・厚年とも、将来的にも”収支が均衡”するように制度・対策を継続しています。
- ◆ 保険料未納の社会的な問題は、公的年金制度への悪影響ではなく(これは微小)、将来未納者がリタイア後の年金が支給されない・少額となり、経済的な生活基盤が貧弱になることです。

本年1年間ありがとうございました。新年もよろしくお願いたします。

季刊 年金だより 17-初

年金 税金 法改正 等 役立つ情報だより



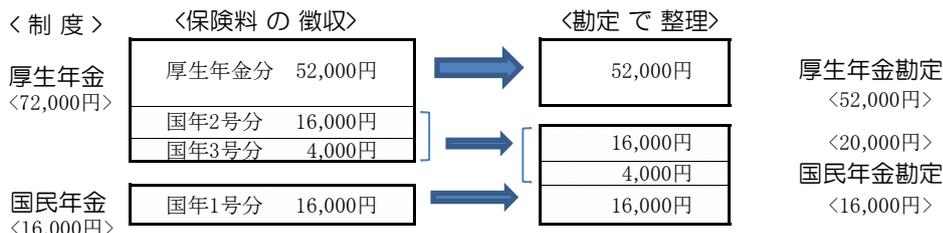
特定社会保険労務士・年金コンサルタント
佐藤 勇務 行政 事務所
 渋谷区代々木 1-58-10 松井ビル 4F
 Tel : 03-5302-7581 Fax : 5302-7582
 E-mail : sr-sato.yoyogi@nifty.com

・・・ 公的年金の支払保険料と受給年金額 ・・・

H28年度の 国民年金保険料 月額 16,260円、40年納付・満額の基礎年金額 780,100円、厚生年金の保険料率は 標準報酬額×18.182%です。これを簡略化し、保険料と年金額をイメージ・図で考えます。

国年保険料 16,000 (円/月)、厚年保険料率 18%とすれば、標報月額 40万円の者の保険料額は 72,000 (円/月) になる。厚年全体の 3号/2号 ≒ 1/4 とすれば、この額は 厚年分 52,000円と 国年分 20,000円に分けられる。(下図)

◆ 保険料の徴収と整理 (イメージ図)



・ 国年第3号の者の保険料は、第2号の全員で分担し納付しているため、2号・3号被保険者の保険料未納 という概念は存在しません。

◆ 国民年金 納付保険料と受給年金額 (イメージ図)



◆ 支払保険料と受給年金額の対比

＜国民年金 (老齢基礎年金)＞ (以下、H28年度価額)

- ・ 国民年金 40年間の 保険料額
 $16,260 \text{ (円/月)} \times 12 \text{ (月/年)} \times 40 \text{ (年)} = 7,804,800 \text{ (円)} \dots\dots (A)$
- ・ 40年間納付の 老齢基礎年金額 は $780,100 \text{ (円/年)} \dots\dots (B)$
- ・ $(A)/(B) \approx 10 \text{ (年)} \Rightarrow 10\text{年}$ で保険料を回収する

＜老齢厚生年金＞ 標準報酬月額 41万円とする

- ・ 本人が 1年間に負担する 保険料 $410,000 \text{ (円)} \times 0.18182 \times 12 \text{ (月)} / 2 = 447,277 \text{ (円)} \dots (C)$
- ・ 年金額 (保険料 1年間分)
 $780,100 \text{ (円)} / 40 \text{ (年)} = 19,503 \text{ (円)}$
 $410 \text{ (千円)} \times 5.481 \times 12 \text{ (月)} = 26,967 \text{ (円)}$ } 小計 = $46,470 \text{ (円)} \dots (D)$
- ・ $(C)/(D) \approx 10 \text{ (年)} \Rightarrow 10\text{年}$ で保険料を回収する

➡ 年金は 65～85才まで 20年間受給するとすれば 自分が払った保険料の約 2倍を受給する。これは 基礎年金の1/2は国庫負担、厚年保険料の1/2は会社が負担しているため これにより 制度全体の収支は (原則) 均衡 する、ことを示している。

季刊 年金だより 17-Fe

年金 税金 法改正 等 役立つ情報だより



特定社会保険労務士・年金コンサルタント
佐藤 労務 行政 事務所
 渋谷区代々木 1-58-10 松井ビル 4F
 Tel : 03-5302-7581 Fax : 5302-7582
 E-mail : sr-sato.yoyogi@nifty.com

・・・ 100年安心 (?) 「有限均衡方式」 とは ・・・

公的年金制度の財政健全化のためには、長期間種々の対策が行われてきた。

- ①.H12年・厚年支給乗率5%低減・支給開始年齢引上(60⇒65才)、②.保険料の総報酬化(H15)、
- ③.H16年・給付と負担の均衡(保険料率up)・マクロ経済スライド、④.国庫負担 1/2(H21～) 等

◆ 公的年金の財政規模、制度の継続性

公的年金の受給者数 3,600万人、受給年金総額 約50兆円、内国年 20兆円で この1/2・10兆円が国庫負担。換言すれば50兆円の総額から国庫負担・10兆円を減じた40兆円(8割)は、保険料と事業主負担により、公的年金の財政は成り立っている。

65才以上高齢者世帯収入の2/3が年金収入で、又、収入が年金のみの世帯は2/3を占める。50兆円は、日本の国家予算の1/2、国民所得の1割強で、年金制度が機能不全に陥れば高齢世帯の2/3が困窮し、今の経済社会状況が継続する前提では、年金制度を破綻させられない。

このため、短期的には次の内容を重視・継続している。

- ・ 保険料の上限を(H29～)固定し、(中長期的に)この範囲内での支給額とする
- ・ 当面・中期間の受給者数増には、マクロスライド(被保険者数と受給者数)で減額する

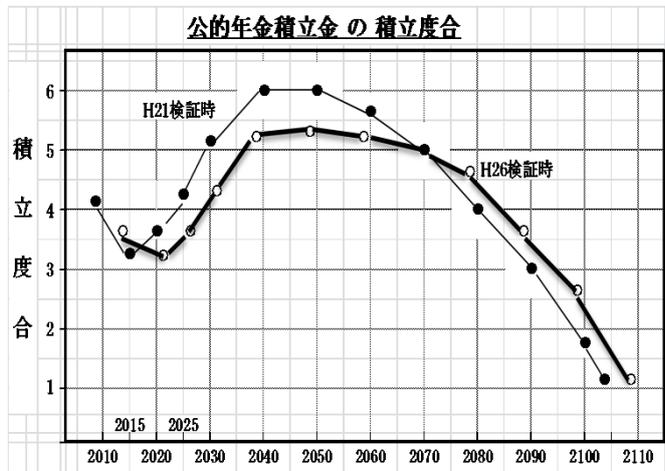
◆ 積立金の活用 と 有限均衡方式

公的年金の積立金は 約200兆円で、年間支給額の 約4年分。

毎年、支給総額から国庫負担を減じた (40兆円) に保険料が満たない額は積立金を取崩し補填。

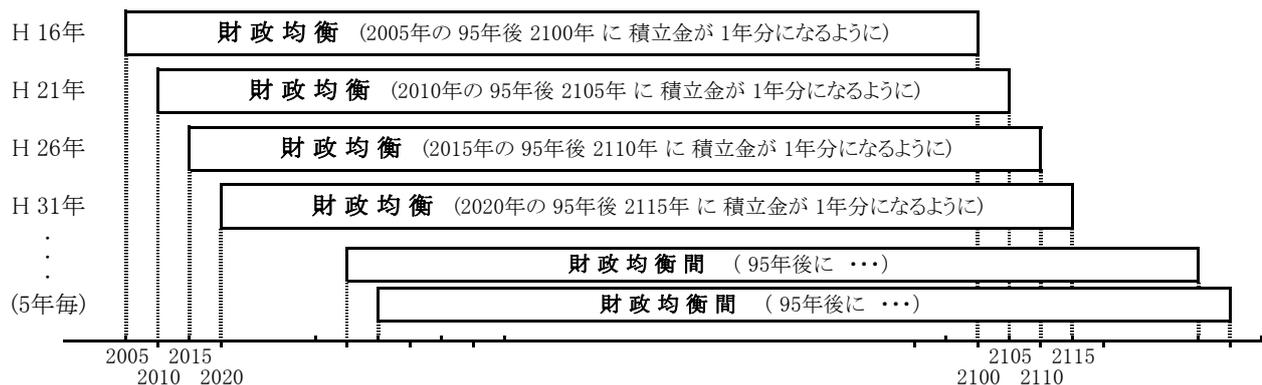
長期的には、積立度合(年初残/当年支出の比)が低下から上昇に転じ、横ばい、H60頃から低下を続け100年後に1年分の見通し。

この意味は、100年間安泰とか、何もしないで良い、ではなく、今、既に生存の世代が年金受給を終える期間 (100年先) の最終年度に給付と負担が均衡する・積立金1年分になるよう 5年毎、毎回その時点から100年先まで検証をし、必要な調整・改正を継続していく、というものです。



故に、突然に公的年金制度が破綻した、など 是あり得ず、いつも100年先までの道標を ”有限均衡方式” で示し、それに向けて進める方式。

◆ 有限均衡方式・財政検証 のイメージ図





年金受給中のお爺さんが 交通事故で死んだら 家族は **損害の賠償** を請求 できるか？

◆ 不法行為 と 損害賠償

年金を受給中のお爺さんが、横断歩道を通行中に、信号無視の車にひかれて死亡した場合遺族のお婆さんは、お爺さんが生きていたらもらえた年金を損失した、として、運転者に損害の賠償を請求できるのでしょうか？

信号無視など、不法行為の車運転で死亡等場合、一般に・民法上は ”生きていたら得たであろう収入・利益” を ”逸失利益” として損害賠償ができます。(民法709条、自賠法3条)

被害者に過失があると ”過失相殺” として減額され、死亡による保険金収入等は ”損益相殺” として、損害額の調整は当然行われます。

受給者の年金収入は、今の労働の対価・稼働収入ではないが、逸失利益になるのでしょうか？

◆ 公的年金 の 逸失利益性

実務上は、以下の三つの最高裁判決により 判例法理として定着しています

1. 老齢(退職)年金 についての 最大H5.3.24判決

・地公法の退職年金を受給中の夫が横断歩道を通行中に、信号無視の車に引かれ死亡した。妻は加害者に、夫が生きていたら受給できた平均寿命までの年金額を逸失したとして損害賠償を求めた。

◎逸失利益は現実生じた損害・所得損失で、稼働収入の喪失に限らない。故に、平均寿命までの年金額を逸失利益として損害賠償ができる

2. 障害年金 についての 最H11.10.22判決

・障害年金を受給中の夫が入院先の病院で胃瘻増設術のミスで死亡し、妻・子が損害賠償を請求した。

受給していた障害年金：基本部分(障害基礎/厚生 の1級) + (子の加算/妻の加給)

◎障害基礎/厚生年金の基本部分は、保険料拠出に基づいて支給されるので逸失利益として認められるが、加算/加給部分は保険料拠出とのけん連性がなく、逸失利益として認められない。

3. 遺族年金 についての 最H12.11.14判決

・夫の遺族年金を受給していた妻が交通事故で死亡し、遺族が平均寿命までの遺族年金を損害として請求。

◎遺族年金は専ら遺族・受給権者の生計維持に限られ、又、受給権者の保険料拠出がなく給付と負担とのけん連性が間接的で社会保障的給付であり、逸失利益として認められない。

◆ 公的年金 の 法的性質

★ 保険料拠出に基づく給付は 権利性が強く、逸失利益 として認められる。

★ 無拠出・社会保障的給付は 権利性が弱く、逸失利益 が否定される。

受給年金の種類	逸失利益性
退職(老齢)年金	認める
障害年金・基本	認める
〃 加算/加給	認めない
遺族年金	認めない

➡ 今後、公的年金の財政悪化が慢性的に続いた場合、司法的観点から言えば まず負担のない加算・加給年金 や 負担とのけん連性が間接的な遺族年金 の 順序 で 減額・調整 されることが想定される。



・・・ 世代間格差(公平性) と 所得代替率 ・・・

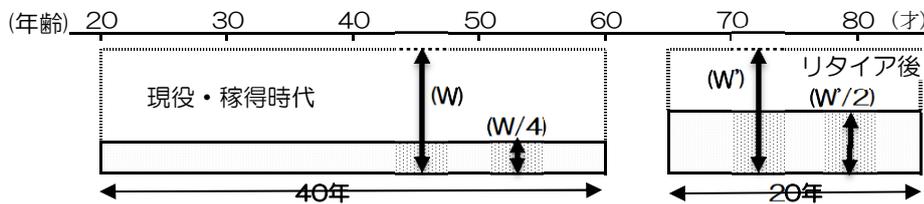
◆ 世代ごとの負担と給付

出生年	国民年金(基礎年金)			厚生年金(基礎年金を含む)		
	(A) 保険料	(B) 受給額	(B)/(A)	(C) 保険料	(D) 受給額	(D)/(C)
1935年 S10年	230 万円	1,300 万円	5.8 倍	670 万円	5,500 万円	8.3 倍
1945年 S20年	390	//	3.4	1100	5,100	4.6
1955年 S30年	600	1,400	2.3	1,600	//	3.2
1965年 S40年	830	1,600	1.9	2,200	5,900	2.7
1975年 S50年	1,000	1,800	1.8	2,800	6,700	2.4
1985年 S60年	1,200	2,100	1.7	3,300	7,600	2.3
1995年 H07年	1,400	2,300	//	3,700	8,500	//

(「H16年金改正のポイント」 厚労省年金局 から引用)

- ・ [受給額/保険料] が 国年・厚年とも S10年生れの者は 50年後・平成生れの約 3倍、S20年は同 2倍である。このように [受給額/保険料] が 出生年・コーホートで差があることを ” 世代間格差 ” とすることが多い。
- ・ これについては、厚労省は次のように述べている。
 - ・ (保険制度であり利殖ではないが) 国年、厚年とも 保険料 < 受給額 で 払い損ではない
 - ・ 都市化、核家族化で家族の「私的扶養」⇒「社会的扶養」及び 少子・長寿化 で高負担化になった
 - ・ 生活水準の向上により、実質的に保険料負担能力が高くなってきた
 - ・ 教育、社会資本等の多くは先世代が整備し、後世代がそれを享受している、等も考慮すべき

◆ 稼働収入と老後の生活費



- ・ モデル的に20～60才・40年間の現役はいつも収入の1/4を保険料で納め、リタイア後の20年間は現役収入の1/2を受給する制度であれば、世代間で中立・格差はない、ことになる。
 ∴ $(W/4) \times 40年 = (W/2) \times 20年$
 厚生年金に類推すれば、保険料率25%(労使各12.5%)、年金額は現役収入の50% 相当になる
- ・ 現状制度は、保険料は現役報酬の変動に、年金額は物価の変動に応じて増減すること、及び経時により 現役世代と受給世代の人員比が変わるので、世代間格差がない・公平なことと制度の財政的安定・継続性とは直接には結びつかない。
 現役報酬の上昇率 > 物価上昇率 ならば 財政・収支が良好に、逆は 悪化の方向になる

◆ 所得代替率と財政検証

- ・ H16年改正で、まず将来の保険料上限を決め、この範囲内で年金額を調整する方式に変更した。
 上限保険料 (H29年度～. H16価額) : 国年 16,900 (円/月)、厚年 18.3 (%)
- ・ そして、年金額が際限なく低くならないよう ” 老後生活の基本的な部分を支える水準を確保 ” するとし、具体的には 年金もらい初め時 現役の50%、20年後85才以降も 40% を確保する。
- ・ (世帯の年金収入/現役の収入) を ” 所得代替率 ” と称し、世代間の比較の指標としてきた。
- ・ 5年毎の ” 財政検証 ” では、有限均衡方式により 約100年先までの財政の推計と、所得代替率を検証・確認し必要な対策・改善を行うことが法定され実施している。

季刊

年金だより 17-J

年金 税金 法改正 等 役立つ情報だより



特定社会保険労務士・年金コンサルタント
佐藤 労務 行政 事務所
渋谷区代々木 1-58-10 松井ビル 4F
Tel : 03-5302-7581 Fax : 5302-7582
E-mail : sr-sato.yoyogi@nifty.com

・・・ それで、これから若い人のために ・・・

公的年金は”積立貯蓄ではなく保険制度”なので、利回りや受給額/拠出額、損得等の比較で判断すべきものではない、と言われますが承知しても やはり ・・・

日本の人口が増えず・将来減少することは、数十年前から解っていましたから、年金財政の安定や給付額の抑制は ずっと 検討・行われてきました。近年のものを整理すると ・・・

◆ 年金財政の安定化 のため (厚年を基準に考える)

A. この20年間に実施したこと

【収入・保険料 の増加】

- ① 保険料の 総報酬化 (H15～)
賞与も同率で 1.3倍に
- ② 保険料率 up (～H29)
13.58 ⇒ 18.3 % (1.35倍)
- ③ 基礎年金 国庫負担 1/2 (H24～)
基礎年金の寄与度を 4割とすれば、
 $4/10 \times 2/3 \Rightarrow 4/10 \times 1/2 \div 0.93$

【支出・年金給付 の減少】

- ④ 報酬の乗率 -5% (H12～)
10/ ⇒ 9.5/1000 (0.95倍)
- ⑤ 総報酬制で支給率低減 (H15～)
7.5/ ⇒ 5.769/1000 (0.769倍)

$$(④ \times ⑤) / (② \times ③) \div 0.6 \text{ なので}$$

親の世代 (約 20年前) に比べ 受給年金 (額でなく相対率で) は 約 6割に減少 したことになる。

B. 当面、団塊の世代期間 に実施すること

当面の期間、受給者の余命の伸びと現役保険者の減少 に応じて受給年金を減額する マクロ経済スライド が適用される。(約 0.9%程度。概ね 20～25年程度)

◆ これから どうなる どうすれば良いの？

- ◆ 結論として 公的年金制度が破綻することはありませんが、持続の确实性(信頼性) と 給付の十分性(年金額) は、 将来の人口と社会経済状況の環境を投影したものになる。

今後の人口減少等を考えると、労働力や資本投資等の量的要素以外のもの、いわゆる技術革新や改良・改善を主体とする ” 全要素生産性 (TFP)” による経済の成長が重要になる。

TFP : Total Factor Productivity

又、保有積立金の運用では 賃金up + α = 運用率 とし、このαを ” スプレッド” と定義し、経済成長と密接に関連する重要な指標としている。

- ◆ いずれにしても受給者から見れば、社会・経済状況が継続する限り 年金制度も継続するが、年金の水準は老後生活費の基本的部分の範囲で、消費生活の維持 (←消費者物価 スライド) の防貧機能であり、生活水準の向上には (個人の貯蓄等) 自助努力が必要であることに変わりがない。



◎ 当事務所は 社会保険労務士 として、給与計算、届出書類・手続きや

老齢・障害・遺族 の年金相談・手続きも行っています

又、行政書士として、建設・産廃業の許可申請・届出 等も行います

(続く)



老齢年金をもらい初める年齢は **自分で決められます**

老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに 法令上は 65才に決まっていますが、60才～70才の間で自分でもらい初めの年齢を決められます。

65才より前からもらい初めを **繰上げ受給**、66才以降にもらい初めるを **繰下げ受給** という。

◆ 早くからもらう **繰上げ受給**

- ・65才よりも前(60才以降) から年金をもらい始めると、**月 0.5%(年 6%) 減額**で、60才から受給すると -30%・65才からの 70%に減額し、これが生涯続き、取消しや変更は不可。
- ・繰上げ受給をすると、(65才に達した扱いになり) これ以降 障害年金年金の事後重症、寡婦年金がもらえない等のデメリットがあります。
- ・60才～65才前、何才から受給しても、受給開始時点から 200月(約17年後) に65才・本来の受給に追い越されます。

◆ もら初めを遅くする **繰下げ受給**

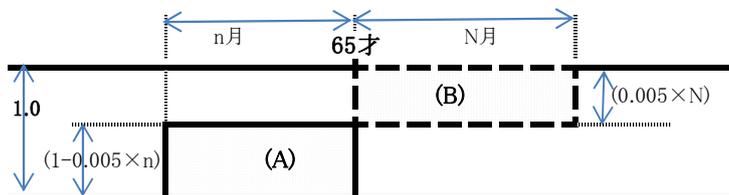
- ・66才よりも後(70才前) から年金をもらい始めると、**月 0.7%(年 8.4%) 増額**で、70才からもらい始めると 65才からの 142% に増額した水準を生涯もらい続けます。
(但し、繰り下げの待機期間中の分は 受給できませんので注意 !!)
- ・配偶者加給年金が付く場合等は、繰下げ期間中の分は受給できませんので、場合により増額分よりも この手当の減収分が多いこともありますので . . .
- ・繰下げ受給の手続きは、65才時点で (意思表示をし) 申請せず、66才以降に受給申請します。

◆ 制度上は、年金をもらい始める年齢を 65才±5年の範囲で選択できますが、繰上げ/繰下げともに メリット/デメリット が共存しますので、自分の年金加入歴、配偶者・子の状態、60～70才の就労状況、健康等 自分のライフプランに適した選択が重要のようです。

◆ 繰上げ(減額)、繰下げ(増額) の 到達時期

繰上げ/繰下げとも、年金額の増減率は ”定率” なので、期間の経過で 通常・本来の受給と同額になる時期があり、何才から受給しても到達までの経過期間は同じになります。

＜繰上げた時 に 追いつかれる時期＞ $-0.5\%/月$



(A) と (B) の面積が等しいので

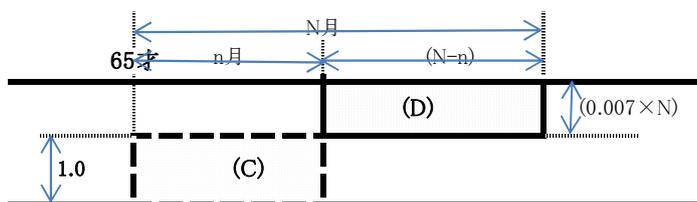
$$(1-0.005 \times n) \times n = (0.005 \times n) \times N$$

両辺を n で割り、更に 0.005 で割ると

$$1/0.005 - n = N \quad \therefore N+n = 1/0.005 = 200$$

もらい始めて **200月**(16年8月) に追いつかれる
(60才からもらい始めると 76才8月)

＜繰下げた時 に 追いつく時期＞ $+0.7\%/月$



(C) と (D) の面積が等しいので

$$1.0 \times n = (0.007 \times n) \times (N-n)$$

両辺を n で割ると

$$1.0 = 0.007 \times (N-n) \quad \therefore N-n = 1/0.007 = 142.9$$

もらい始めて **143月**(11年11月) に追いつく
(70才からもらい始めると 81才11月)

季刊 年金だより 17-Se

年金 税金 法改正 等 役立つ情報だより



特定社会保険労務士・年金コンサルタント
佐藤 務 行政 事務所
 渋谷区代々木 1-58-10 松井ビル 4F
 Tel : 03-5302-7581 Fax : 5302-7582
 E-mail : sr-sato.yoyogi@nifty.com

働きながらの年金受給

ポイントは **金額** でなく **働き方**

働きながら年金を受給すると ”年金の一部又は全部が停止(減額)” になる ”在職老齢年金” は、各種の年金相談会 等で 質問が多い項目 の一つです。

- ◆ 減額計算の対象は、60才～の ”**老齢厚生年金(報酬比例)**” で、”**障害や遺族**” の年金 及び 65才～の ”**老齢基礎年金**” は 対象になりません。
- ◆ 在職により年金が停止(減額) になるかどうかは **収入・金額ではなく働き方** によります。
 - ①. 働かない。厚生年金に加入しない働き方 ⇒ 年金は **全部 もらえる**
 - ②. 年金をもらいながら 厚生年金に加入する ⇒ (一部/全部) **減額 もある**
- ◆ 厚生年金 (及び 健康保険) に **加入するか 否か ?**
 (原則) ・ **週 30hr以上** (6hrパート) ⇒ 加入する (義務)
 ・ // **未満** ⇒ 加入できない
 (500人超の会社は 週20hr で加入もあり)
 ・ 雇用保険は、週 20hr以上で加入 (義務)

- ◆ 停止(減額) になる 年金額 の計算 : 65才未満

「年金額 + 賃金 等」が 28万円を超えると、超えた 1/2 が停止

(賃金等 : 正確には (保険料の基になる) **標準報酬額 + (前1年の賞与) / 12**)

- (例) ● 年金額 8万円、賃金等 20万円/22万円 とする

$$8 + 20 - 28 = 0 \quad \Rightarrow \quad \text{停止 0円。 8万円・全額を受給する}$$

$$8 + 22 - 28 = 2/2 = 1 \quad \Rightarrow \quad \text{1万円停止。 8-1=7万円を受給する}$$

- 年金額 10万円、賃金等 20万円/22万円 とする

$$10 + 20 - 28 = 2/2 = 1 \quad \Rightarrow \quad \text{1万円停止。 10-1= 9万円を受給する}$$

$$10 + 22 - 28 = 4/2 = 2 \quad \Rightarrow \quad \text{2万円停止。 10-2= 8万円を受給する}$$

- 年金額 10万円、賃金等 38万円 とする

$$10 + 38 - 28 = 20/2 = 10 \quad \Rightarrow \quad \text{停止 10万円・全額停止する}$$

” 大まかに言えば 賃金 20万円未満は **全額受給**、40万弱からは **全額停止**”

- ◆ 65才以降は、(減額の基準) 28万円が **46万円** になります

” 大まかに言えば 賃金 40万円未満は **全額受給**、60万弱からは **全額停止**”

- ◆ 年金額、賃金等 vs 受給年金額 (65才未満)

賃金等 年金額	受 給 す る 年 金 額									
	(単位 : 万円/月)									
	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
4	4	4	4	4	4	3	2	1	0	0
6	6	6	6	6	5	4	3	2	1	0
8	8	8	8	7	6	5	4	3	2	1
10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2
12	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3